

令和7年度 広域農業基盤整備管理調査
用水計画検討その他業務（新利根川沿岸ほか）

特 別 仕 様 書
（当初）

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和7年度 広域農業基盤整備管理調査 用水計画検討その他業務(新利根川沿岸ほか)(以下、「本業務」という。)は、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、新利根川沿岸地区の取水状況、土地利用状況、水稻の作付け状況の傾向について分析し、現行の用水計画、水利使用との変化を確認し、用水計算、河川協議資料の取りまとめを行うものである。

また、石岡台地地区及び鹿島南部地区については、受益面積及び営農状況等の把握を行い、現行の用水計画、水利使用との変化について確認を行うものである。

(場 所)

第1－3条

本業務において対象とする場所は、茨城県稲敷市、小美玉市、神栖市地内ほかで別添施行位置図に示すとおりである。

(地区概要)

第1－4条

地区の概要は次のとおりである。

【新利根川沿岸農業水利事業概要】

受益面積 3,912.8ha (水田 3,120.6ha、畑 792.2ha)

取水施設 太田金江津用水機場、大須賀用水機場、十余島用水機場 (計3箇所)

関係河川 一級河川利根川水系新利根川

【石岡台地農業水利事業概要】

受益面積 7,405.0ha (水田 4,716.0ha、畑 3,229.0ha)

取水施設 第1揚水機場

関係河川 一級河川利根川水系霞ヶ浦等

【国営鹿島南部農業水利事業概要】

受益面積 2,285.0ha (水田 676.0ha、畑 1,609.0ha)

取水施設 鹿島南部揚水機場

関係河川 一級河川利根川水系常陸利根川

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(照査技術者)

第 1－8 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分 類	資 料 名	数 量	備 考
協議書	令和4年度 新利根川沿岸農業水利事業 河川協議書	1式	
〃	平成26年度 石岡台地農業水利事業 河川協議書	1式	
〃	平成26年度 国営鹿島南部農業水利事業 河川協議書	1式	
報告書	平成29年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地区 地域整備構想検討業務	1式	
〃	平成30年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域 水管理等検討業務	1式	
〃	平成31年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域 営農・施設整備構想検討業務	1式	
〃	令和2年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務	1式	
〃	令和3年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務	1式	
〃	令和4年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務	1式	
〃	令和5年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画件検討その他業務	1式	
〃	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画（案）検討その他業務	1式	
〃	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区土地所有状況・営農計画等検討業務	1式	
〃	令和6年度 利根川水系土地改良調査管理	1式	

	利根川水系管内減水深調査業務		
〃	平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地地区用水計画検討業務	1 式	
〃	平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 鹿島南部地区用水計画検討業務	1 式	
〃	平成 27 年度 完了フォローアップ調査 石岡台地地区注水 口調査業務	1 式	
〃	令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地他河川協議資料収集等業務	1 式	
資料	利水豊穰 新利根川沿岸農業水利事業誌	1 式	
〃	事業誌 石岡台地	1 式	
〃	鹿島南部＜刊行記念写真集＞	1 式	
〃	衛星画像（取水状況、土地利用状況、水稻作付状況）	1 式	

（貸与資料の取扱い）

第 2－3 条

第 2－2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1） 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2） 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （3） その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目（設計業務）	数量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 受益面積調査（鹿島南部地区）	1 式	
3. 用水諸元の確認（石岡台地地区、鹿島南部地区）	1 式	
4. 用水計画の検討（新利根川沿岸地区）	1 式	
5. 照査	1 式	
6. 点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- （1） 本業務における各作業については、過年度業務の成果を踏まえて行うものとする。
- （2） 第 2－1 条、第 2－2 条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3） 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に

実施出来るように配慮しなければならない。

(技術提案の履行)

第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

(1) 打合せ時期

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（用水諸元の確認時点）
第3回	中間打合せ（用水計画の検討時点）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所 WEB 会議（オンライン）による。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部
このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部を提出するものとする。
- 2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不用である。
- 3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。
- (6) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 その他

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙 1)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	本業務の実施に当たり必要な既存資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要な現地調査を行う。	1 式
2. 受益面積調査（鹿島南部地区）		
2-1. 受益面積調査	鹿島南部地区の受益面積を、土地改良区の土地原簿から確認し、現行水利権の受益面積との変動状況を確認する。	1 式
2-2. 受益面積整理	2-1. で調査した受益面積を、地目、用水系統及び土壌タイプ別に整理する。	1 式
3. 用水諸元の確認（石岡台地地区、鹿島南部地区）		
3-1. 水田の営農状況の確認	石岡台地地区及び鹿島南部地区の水田の営農状況について、栽培暦、各市町の水田収益力強化ビジョン等から主な作付品種、作付作期について確認し、現行用水計画、水利使用との変化の状況を確認を行う。	1 式
3-2. 畑の営農状況の確認	石岡台地地区及び鹿島南部地区の畑の営農状況について、各市町の農業振興計画から主な作物、作付体形、作付時期について確認し、現行用水計画、水利使用との変化の状況を確認を行う。	1 式
4. 用水計画の検討（新利根川沿岸地区）		
4-1. 取水状況の確認・傾向分析	監督職員から提供される資料（衛星画像）を踏まえて、近年（令和 6 年頃）と 10 年前（平成 27 年頃）の取水状況の確認し、取水状況の変化について分析する。	1 式
4-2. 土地利用状況の確認・傾向分析	監督職員から提供される資料（衛星画像）を踏まえて、近年（令和 6 年頃）と 10 年前（平成 27 年頃）の土地利用状況を確認し、土地利用状況の変化について分析する。	1 式
4-3. 水稻作付状況の確認・傾向分析	監督職員から提供される資料（衛星画像）を踏まえて、近年（令和 6 年頃）と 10 年前（平成 27 年頃）の水稻作付状況を確認し、土地利用状況の変化について分析する。	1 式
4-4. 用水計算の実施	上記 4-1～4-3. の分析結果を基に、用水諸元の違いを確認し、用水計算を行う。	1 式
4-5. 取水パターンの検討	上記 4-4. の用水計算結果より、取水パターンの作成を行う。	1 式
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式
6. 点検とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式